

# 戦没者等のご遺族の皆様へ

## 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)の手続きはお済みですか？

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金等を受け取る方がいない場合に、第十一回特別弔慰金として額面25万円(5年償還)の記名国債が支給されます。現在この請求の受け付けを行っています。対象の方は期間中に請求手続きをしてください。

### 1. 支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、次の順番による先順位のご遺族お一人が支給対象です。

戦没者等の死亡当時のご遺族で…	
1	令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方(配偶者)
2	戦没者等の子
3	戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(令和2年4月1日において婚姻により姓が変わっている方または遺族以外の方と養子縁組をしている方は除きます)
4	上記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
5	上記1から4以外の三親等内の親族(例:戦没者等の兄弟姉妹の配偶者、甥姪やおじ・おば等)の方で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方

#### 〈ご注意〉

- ・戦没者等の祭祀の実情は、上の順位の決定に反映されません。
- ・支給対象者は、戦没者等の死亡時に生まれていたこと(子は胎児状態でも可)が要件です。
- ・支給対象者は、令和2年4月1日現在で生存(同日中の死亡含む)していることが要件です。

#### 〈参考:支給対象になる方の主な例〉

- ・これまでに特別弔慰金を受給した遺族の方は受給対象になる見込みです。
- ・平成27年4月1日から令和2年3月31日までに公務扶助料・遺族年金等の受給者が死亡等で失権し、他に受給権者がいなくなった遺族(=新規請求者)

### 2. 請求期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

- ・請求期間内に請求を行わないと、時効により特別弔慰金を受ける権利が消滅します。
- ・郵送による請求も可能です。
- ・手続きは請求する方の住民登録のある市町村で行います。

### 3. 支給額 額面25万円 5年償還の記名国債

### 4. 請求窓口及び請求書類

請求窓口: 福祉課または分庁総合窓口課

請求書類: ①特別弔慰金請求書 ②印鑑等届出書 ③現況申立書  
④認印 ⑤本人確認できるもの(例:保険証、運転免許証等) ⑥戸籍等の添付書類  
※請求書類①~③は請求窓口にあります。

### 5. その他 詳細は福祉課、町ホームページでご確認ください。

**問い合わせ先** 福祉課 TEL:0859-68-5534

## 町外通所・通園児の給食おかず代を補助します

伯耆町に住民登録があり、町外の保育施設や幼稚園などへ通う児童の給食費のうち、副食費(おかず代)を助成します。申請方法などの詳細は、福祉課へお問い合わせください。

**補助金額** 1人につき上限4,500円/月

**申請方法** 申請書を3月31日(水)までに提出

**提出先** 利用施設によって異なります。ご不明な場合はお問い合わせください。



#### 問い合わせ先

福祉課 TEL:0859-68-5534

## 相続登記は司法書士にお任せください

#### 相続登記に関するご相談

- 鳥取県内の司法書士が、2月中、各事務所で相続登記に関する無料相談を実施します。相続登記に関するご相談は、平日(祝日は除く)13:00~16:00の間、☎0857-27-4165へお電話ください。

#### そのほかのご相談

- 平日(祝日は除く)13:00~16:00の間、電話で相談にお応えします。相談内容によって受付電話番号が変わりますので、詳しくは鳥取県司法書士会ホームページでご確認ください。



#### 問い合わせ先

鳥取県司法書士会 TEL:0857-24-7013

## 伯耆町からの おしらせ

Houki-town Information



## 行政書士無料相談会

相続・遺言、成年後見、会社設立、許認可・届出、土地利用・農地転用、契約書・合意書・協議書の作成など、行政書士が無料で相談に応じます。

**とき** 2月16日(火) 10:00~12:00

**ところ** 岸本公民館

**相談員** 行政書士

**その他** ・2月15日(月)正午までに電話で事前予約が必要です。  
・コロナの影響で中止する場合がありますので、ホームページまたは事務局にてご確認ください。

#### 予約・問い合わせ先

鳥取県行政書士会事務局  
TEL:0857-24-2744

## 小規模企業共済制度

「小規模企業共済制度」とは、個人事業主(共同経営者含む)や会社等の役員が廃業した場合などに備えて、あらかじめ資金を準備しておく国の共済制度です。

小規模企業の経営者のための退職金制度とも言え、掛金が全額所得控除の対象となるため、節税にもなります。(独)中小企業基盤整備機構が運営し、商工会、商工会議所、金融機関の本支店などの窓口で取り扱いをしています。ぜひご相談ください。

#### 問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構  
共済相談室 TEL:050-5541-7171  
(平日9:00~18:00)

